

○地方公務員災害補償法及び消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

(昭和五十六年一月二十三日政令第五号)

内閣は、地方公務員災害補償法及び消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第百六号）附則第一条第一項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公務員災害補償法及び消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律附則第一条第一項第一号に掲げる規定の施行期日は、昭和五十六年二月一日とする。